

I 計画の策定にあたって

1 計画の背景

近年、母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、子どもの養育、住居、収入等生活全般で様々な困難を抱えています。

特に母子家庭においては、子育てをしながら経済的に自立することが、母にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、一方依然として厳しい地方経済環境の中で、その抱える様々な困難を克服するために、行政において総合的な支援策を展開することが求められています。

また、父子家庭においても、子育てをはじめとした生活面での支援が必要となっています。

このような中、ひとり親家庭等をめぐる状況の変化に対し、国においては母子家庭等施策を抜本的に見直し、新しい時代に的確に対応できるよう平成14年（2002年）11月に「母子及び寡婦福祉法」の一部改正（平成15年4月施行）が行われ、国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備を行うこととしました。

具体的には、国において母子及び寡婦福祉法第11条に基づき「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成15年厚生労働省告示）が策定され、同法第12条において地方公共団体は、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、ひとり親家庭等に対し家事・保育サービスを提供する事業や就業・自立支援事業を総合的・計画的に実施することが求められました。

また、札幌市においては、平成16年（2004年）9月に策定した「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画～さっぽろ子ども未来プラン」において、特別な援助を要する家庭への支援として、「ひとり親家庭への支援」が基本施策のひとつとして取り入れられました。

このような背景を踏まえ、札幌市におけるひとり親家庭等の自立支援策を、総合的かつ計画的に展開していくために、「札幌市母子家庭等自立促進計画」を平成19年度（2007年度）までの3ヵ年計画として平成17年（2005年）4月に策定し、ひとり親家庭等の支援を実施してきました。

この間、平成20年（2008年）4月から施行が予定されていた児童扶養手当の一部支給停止措置については、支給停止対象者の範囲や支給停止額などの改正が行われ、さらに平成20年（2008年）4月に国において新たな「基本方針」が策定され、母子家庭等及び寡婦の自立促進に向けた新たな方向性が示されました。

これらを受け、札幌市でも、平成20年度（2008年度）からの新たな「札幌市母子家庭等自立促進計画」の策定を行うために、札幌市母子家庭等自立促進計画（平成17年度～平成19年度）の評価を行うとともに市民アンケートを実施し、公募委員も含めた検討協議会を立ち上げて検討してきました。

2 計画策定の根拠とその対象

この計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に基づき札幌市のひとり親家庭等に対する福祉増進施策の一環として策定することとし、同法第11条の基本方針を踏まえて、母子家庭・父子家庭及び寡婦を対象とします。

ただし、施策の中には、ひとり親家庭等以外の世帯も対象に含めている場合があります。

3 計画期間

この計画の計画期間は、国の基本方針である「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に沿って、平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの5年間とします。

4 計画の策定体制

1 計画検討協議会の設置

この計画を策定するために、公募による当事者の参加と学識経験者、関係機関及び福祉団体等から構成される「札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会」を設置しました。

2 関係部局との協議

札幌市におけるひとり親家庭等施策に関係する部局からなる「札幌市母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会議」を設置するなど、庁内の連携を図りました。

3 パブリックコメント

計画策定にあたって、広く市民の意見を反映するために計画（案）を公表してパブリックコメントを実施しました。

■募集期間：平成20年（2008年）3月21日（金）～4月21日（月）

■受付件数：14件

5 用語の定義

この計画における用語は、次のように定義をします。

- ・ひとり親家庭・・・・・・・・母子家庭、父子家庭
- ・ひとり親家庭等・・・・・・・・母子家庭、父子家庭、寡婦
- ・母子家庭等・・・・・・・・母子家庭、父子家庭、寡婦
- ・寡婦・・・・・・・・かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方